

船舶事故調査報告書

令和2年8月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	被引浮体搭乗者負傷
発生日時	令和元年9月8日 11時30分ごろ
発生場所	滋賀県大津市北小松地先南東方沖（琵琶湖西部） 鵜川 ^{うかわ} 四等三角点から真方位154°1,150m付近 （概位 北緯35°15.3′ 東経135°59.8′）
事故の概要	水上オートバイ ^{アールエックステイヤー} RXTは、浮体をえい航して遊走中、浮体の搭乗者が落水して負傷した。
事故調査の経過	令和元年10月1日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	水上オートバイ RXT、0.2トン
船舶番号、船舶所有者等	260-44903京都、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定 搭乗者
負傷者	軽傷 1人（搭乗者）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 2、視界 良好 水象：波高 約0.5m
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、搭乗者1人を乗せた【定員3人の】トーイングチューブ（以下「本件浮体」という。）を長さ約20mのえい航索を使用して約30km/hの速力（対地速力）でえい航中、搭乗者が落水した。</p> <p>搭乗者は、救急車で病院に搬送され、左肩打撲等と診断された。</p> <p>船長は、本件浮体に乗り慣れていない搭乗者を乗せていたものの、いつもと同じ速力でえい航し、搭乗者が落水して負傷するとは思わなかったと本事故後に思った。</p> <p>搭乗者は、本事故時、本件浮体の取っ手を握っていたものの、本件浮体が跳ねるのでバランスを崩したと本事故後に思った。</p> <p>船長及び搭乗者は、本事故当時、それぞれ救命胴衣を着用していた。</p>
分析	本船は、約30km/hの速力で本件浮体をえい航中、搭乗者が本件浮体の取っ手を握っていたものの、本件浮体が跳ねたことから、搭乗者がバランスを崩して落水し、負傷したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、約30km/hの速力で本件浮体をえい航中、搭乗者が本件浮体の取っ手を握っていたものの、本件浮体が跳ねたため、搭乗者がバランスを崩して落水したことにより発生したものと考えられる。

再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 浮体をえい航中は、速力を抑え、搭乗者に危険が及ばないよう操縦すること。・ 浮体をえい航する場合、浮体の状況を監視する見張り役を同乗させることが望ましい。
--------------	---